

おるご〜る

No.
185

男女共同参画

わこうプラン推進委員だより

個人権文化課 ☎424-9088

マタハラに思う

わこうプラン推進委員
大河内 茂美

先般、新語・流行語大賞が発表されました。50の語がノミネートされ、そのうちの2つの語が「年間大賞」に選ばれました。

50の語の中には、女性へのハラスメントに関する語として「家事ハラ」、「マタハラ」、「セクハラやじ」の3語がノミネートされ、そのうち「マタハラ」がトップテンに入っています。

マタハラとは、マタニティー・ハラスメントを略した語です。簡単に言うと、職場において妊娠や出産した女性に対して行われる「嫌がらせ」のことです。具体的には、職場で働く女性が、妊娠・出産・育児をすることを理由として、会社などの事業者から解雇や、退職勧奨・降格・給料減額などの労働条件の切り下げや、嫌がらせ等の不利益を受けることです。

昨年の10月23日に、このマタハラに関し

て、最高裁判所から画期的な判断が示されました。妊娠を理由に降格を行った事例について、「業務上の必要性など特段の事情がある場合以外は、原則として男女雇用機会均等法違反に当たる」という判断です。

妊娠・出産は女性にしかできないことですが、固定的な性別役割意識や長時間労働等の労働実態などから、得てして男性に比べて不利な労働条件になりがちです。「女性が活躍する社会」の実現のためには、妊娠・出産に関わりなく女性が気持ち良く働き続けることのできる労働環境にしていくことが大切だと思います。

そのため、社会全体が、仕事のあり方や働き方を見直し、出産・子育てを男女で、そして社会で分かちあう仕組みへと改めることが必要と思います。

【男女共同参画苦情等処理窓口をご利用ください!】

「市の男女共同参画推進施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策への苦情」や「セクハラや男女共同参画を阻害する人権侵害の相談」をお受けします。

個人権文化課 ☎424-9088